

少年院教育の経験と家族

都島 梨紗(名古屋大学大学院)

1. 問題設定

本報告の目的は、非行少年の家族に焦点を当てることで、「近代家族」の理念と少年院教育との親和性を示すとともに、少年院出院後の再犯リスクに対して家族たちがいかに向き合っているのかについて明らかにすることである。そのために本報告では、少年院入院経験を有する我が子を持つ親へ行ったインタビューデータをもとに、分析・考察を行う。

非行少年とその家族に関する研究は、これまで多く行われてきた。望月(1989)による整理を踏まえると、非行・犯罪研究における家族論では、「原因と更生」という、アンヴィヴァレントな2つの機能が注目されてきている。加えて藤間(2011)によれば「原因」と「更生」という、相反する2つの家族機能は、家族としての「正と逸」という価値判断に基づきながら、それぞれの機能が期待されているという。

そこで、本報告ではまず少年院教育において期待されている家族の機能が「更生の場」としての家族であることを明らかにし、「更生の場」としての家族のあり方が「近代家族」の理念に親和的であることについて指摘する。そのうえで、少年院入院経験を有する我が子を持つ親へ行ったインタビューデータをもとに、家族が「更生の場」としての役割を果たそうとするとき、いかようにして「近代家族」的な子育て観が維持あるいは放棄されていくのかということについて明らかにする。

2. 「更生の場」としての家族

少年院は、非行少年を施設に収容したうえで、心身の健全育成を目的とした矯正教育を実施している。その期間は概ね半年から1年であり、少年を「家庭や地域などの環境から切り離し」たうえで「専門的・集中的な教育を実施する」(法務省矯正研修所, 1993, p.34)。したがって、

少年は少年院に入院することで、地元と家族から切り離され、家族もまた少年とは切り離された期間を過ごすこととなる。ただし、少年院出院後の帰住先は実の父母が一番多く、80%近くを占めている(法務省, 2011)。そこで、少年院では出院後の再犯リスクを抑えるために、家族をテーマにした教育プログラムを導入している。

たとえば椿(2006)が提案する指導方法では、少年院が実施する保護者会と面会を活用して、実家族と少年との関係性を再構築することをねらいとしている。家族は子どもの保護責任者としての責任を負っているとしたうえで、少年院が家族に介入・調整しなければならないという。椿は、「家庭内不和」や「虐待」などといった「不適切な保護」によって非行が発生するため、「適切な保護」を行っていけるよう、家族に対し直接介入・調整していくこともまた、少年院の1つの役割だという。そのために椿は、親と子の情緒的な結びつきを軸に親子関係を修復させるという実践を紹介している。

引用した実践を踏まえると、少年院では「犯罪の原因」となりうる家族の機能に対し、「更生の場」としてのそれに変容させるための取り組みが課題となっていることがいえるだろう。また、そのための手段として少年院教育ではとりわけ、親と子の情緒的な結びつきを重視し、積極的に活用していると捉えることができる。

3. 「近代家族」の理念と少年院教育の親和性

ところで、社会学においては「近代家族」という家族形態が発見されて以来、ジェンダー研究や子育て研究にその枠組みが導入されてきた。

「近代家族」は子どもと家族との関係を捉えなおす1つの枠組みとして導入されてきており、例えば育児不安や虐待などといった家族問題と関連付けた研究が行われてきている(内田2008)。



落合(1989)は「近代家族」の特徴を理念的に8つ見出している。そのうちとりわけ子育て観に直接的に関係する項目としては「家族成員相互の強い情緒的關係」や「家族の集団性の強化」が挙げられる。ここでは「親子・夫婦の『愛』や『親密さ』」(落合, 1989, p.19)という心性が「近代家族」の特徴であるといわれている。加えて広田(1999)は近代以降の子育て観として、家族は学校教育と同型の「教育する家族」となり、子どもの教育の最終責任者は親であるという観念が流通してきているという。

このようにして、近代以降の家族の一形態である「近代家族」の子育て観を先行研究から拾い上げていくと、少年院教育が導入する「あるべき家族」は「近代家族」の理念に依拠していると捉えることができる。なぜなら、少年院は親に対して養育の最終的な責任を求めるとともに、親と子の情緒的な結びつきという家族の心性を重視した指導方針を掲げているからである。

したがって本報告では、少年院と家族との関係性に着目し、分析概念として「近代家族」の子育て観を導入し、非行少年の親へ行ったインタビューに対する分析・考察を行っていく。

4. 調査の概要

インタビュー調査は、2013年7月から9月の間に実施し、少年院入院経験を有する我が子を持つ母親を対象にした。いずれも1回のインタビューである。また調査の段階で、我が子が経済的に自立し、別居している親は2名、経済的に自立しておらず、同居している親は2名である。調査では、我が子が少年院に入院する前や、少年院入院中の経験、そして少年院出院以降の経験から現在に至るまでについて断片的に聞き取っている。

5. 知見

インタビューから得られた知見は大きく2つであった。

1つ目の知見については、「近代家族」の理念を維持する子育て観である。少年院出院後再び地元社会で我が子を引き受けた母親たちは、我

が子が就職していたとしても衣・食・住の提供を無償で行い、とりわけ食事については毎日欠かさず手作りしたと語る。母親たちは、そうすることで子どもとの情緒的なつながりが強固になると信じ、またそうした情緒的なつながりによって再犯防止に努めたという。加えて、母親は非行のない娘・息子や夫にも働きかけ、少年院教育の働きかけと同様に、愛情や親密さでもって家族の集団性を強化することも努めたという。

母親たちは、「一般的な家族像」から逸脱した家族として自身の家族を意味づけるとともに、その「異常さ」を正すための参照枠として、「近代家族」を参照していたといえる。

2つ目の知見については、「近代家族」の理念を放棄する子育て観である。我が子による再犯や、地元の仲間との徘徊などといった逸脱が生じたとき、当初母親たちは我が子の教育の最終責任者であるという意識から、自らの子育てや家族を逸脱したものとして再定義したという。その結果、彼女たちはますます苦しんだという。だが他方で母親たちは、我が子のそうした逸脱行為は少年院入院や逮捕といった公的機関による制裁を通して、我が子自身が償った(あるいは、償うべき)ものとしてみなし、逸脱行為の最終責任を子ども自身に帰結させるとともに、愛情や親密さを一部手放す態度も取っていた。そうすることで彼女たちは、「近代家族」の理念からの逃げ道を確保すると同時に、逸脱した母親としてのレッテルに抵抗していたといえる。

しかしながら母親たちは、地元社会で生活することにより、いやがおうにも「逸脱した家族」としてのレッテルを引き受けざるをえなかったという。彼女たちは「近代家族」の理念から抜けだせず、我が子の再犯リスクすべてに責任を負わなければならなかった。したがって大会当日の報告では、家族内の子育て論の観察と記述のみならず、家族と地元社会との関係性にも触れながら、さらなる考察を進めていく。

※参考文献は発表当日、配布資料にて示す。